

# 社会福祉法人会計監査円滑実施協議会について

## 1. 導入の趣旨

今般の社会福祉法の改正により、一定規模以上の社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられたところであるが、制度施行までの間に会計監査の内容やそのメリット・意義についての理解を深めるとともに、会計管理に関する社会福祉法人の職員研修などの実施方法について協議を行い、会計監査人制度の導入に向けた十分な態勢を確保する観点から協議会を設置する。

## 2. 協議事項

- (1) 社会福祉法人を含む関係者に対し、会計監査人制度の内容やメリット等の周知方法
- (2) 会計監査の受入に必要な会計処理や会計帳簿の整備に係る会計管理に関する職員研修の実施方法
- (3) 公認会計士等の側において、社会福祉法人の特性に合わせた監査(非営利性を担保するための適正支出等に重点を置いた監査、行政目的との連動)を実施するための具体策の検討

## 3. 構成員

下記団体から構成員を推薦

- ・日本公認会計士協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

## 4. スケジュール

- 第1回目 6月16日
- 第2回目 7月15日
- 第3回目以降 随時開催

## 第1回目 6月16日

- 会計監査の概要とメリット  
(日本公認会計士協会)
- 社会福祉法人における会計監査受入準備について  
(日本公認会計士協会)
- 上記に係る社会福祉法人への効果的な周知方法  
(日本公認会計士協会、福祉関係団体)

## 第2回目 7月15日

- 上記(第1回目の各項目)に係る社会福祉法人への具体的な周知方法の調整  
(日本公認会計士協会、福祉関係団体)
- 会計監査工程と具体的内容について  
(日本公認会計士協会)
- 社会福祉法人の特性にあわせた監査について  
(日本公認会計士協会)